

県境不法投棄事案に係る排出事業者に対する措置命令について

標記について、下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項の規定による措置命令を発しました。

記

1 被処分者

- (1) 名称 ミヨシ産業株式会社 代表取締役 大野 益男
(2) 所在地 東京都板橋区泉町21番1号

2 違反事由

委託基準違反（法第12条第3項）

荷卸しを行う場所の所在地を管轄する青森県知事の許可を受けていない
収集運搬業者への産業廃棄物の運搬の委託

3 処分内容及び根拠となる法令の条項

(1) 処分の内容

委託基準違反に係る燃え殻相当物6.62トンの撤去を命ずる措置命令

(2) 根拠となる法令の条項

法第19条の5第1項

4 処分年月日

平成16年7月28日（水）

5 履行期限

平成16年10月15日（金）

6 措置命令の履行について

措置命令の履行については、青森・岩手両県と協議の上、実施計画書を提出させて行うこととしています。

両県では、今後、履行期限までに適正に処理されるよう監視、指導して行くこととしています。